

報告事項 3

損害賠償の額の決定及び和解について

このことについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和6年5月15日

財 務 施 設 課

専決第 号

損害賠償の額の決定及び和解について

施設の設置又は管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

| 事 | | | 故 | 損害賠償の額 |
|------------|-----------|---|--------------------------|----------------------|
| 発 生 年 月 日 | 場 所 | 概 要 | 相 手 方 の 住 所 氏 名 | |
| 令和5. 8. 24 | 県立刈谷東高等学校 | 相手方が、愛知県立刈谷東高等学校の敷地内に乗用車を駐車していたところ、同校教室棟の庇から落下し、地面で破碎、散乱したコンクリート片に当たり、車両前部等を破損した。 | 岡崎市明大寺町字沢田18番地1 西 和 任 | 106,300 ^円 |

令和6年3月29日専決

愛知県知事 大村 秀章